

希望を持って一歩一歩前進

新年度予算総額119億円

3月定例会は、2月18日から3月7日まで19日間の会期で開かれました。一般質問（11頁、23頁に掲載）には13人が登壇し、産業振興策や教育行政など幅広く町政について質問。町からは、後期高齢者医療に関する条例や町税条例の一部を改正する条例など条例8件、補正予算5件、新年度予算は、新たに後期高齢者医療特別会計予算を加えた10件で、議案24件を提案。総額119億円の新年度予算は4日間の予算特別委員会での審議の結果、すべて原案どおり可決されました。最終日には、追加提案された議員発議の意見書などを可決し、19日間の会期を閉じました。



住民協働の取り組みとして開催された「長寿の会」（船越地区）

20年度「住民協働」をさらに充実

3月定例会初日の2月18日、平成20年度の町長施政方針と教育行政に関する所信が示されました。施政方針の中で沼崎町長は「本年度は第8次山田町総合発展計画の中間年次となる。町民と行政との協働によって、元気のある暮ら

しやすい山田を創り、育てていくため、『自主・自律・協働』のまちづくりを基本理念として、『みんなで創る』ひとと産業が元気なまち『山田』を基本目標に引き続き努力していく。昨年の施政方針において、『住民に近ければ近いほど望ましい』（二

ア・イズ・ベター）の考えを強調したが、住民協働推進支援事業が順調にスタートし、その成果も得られつつあることから、平成19年度を『住民協働元年』と位置づけ、さらにその内容を充実していかなければならないと考えている。厳しい環境下におかれている地方に対し、国は『頑張る地方応援プログラム』『地方再生

4月1日スタート

後期高齢者医療に関する条例を可決

「対策費」などの配慮を示し、平成20年度からは『ふるさと納税制度』が税制改正大綱に盛り込まれるなど、厳しい冬の時代からわずすであれ、春の曙光が仄かに見えるかに思われる。希望を持って一歩一歩前進をすることに全身全霊を傾注して町政推進に当たることを誓

う」と、町の進むべき方向を示しました。これに対し、議員13人が一般質問に立ち産業振興策や地域整備事業などについて幅広く質問。また、教育行政に関する所信には議員10人が質問し、小学校統廃合問題や不登校問題など活発な議論が展開されました。

一般会計当初予算は64億円

本定例会には、一般会計をはじめ、新たに後期高齢者医療特別会計を加えた10会計でおよそ119億円の平成20年度予算が提案されました。議会は予算特別委員会を設置し、4日間に及ぶ審議の結果、これを原案どおり可決しました。

効率的な運用などで財源不足額を圧縮することを基本として、財政運営の堅実さを保ちつつ、元気なまちづくりをめざす、第8次総合発展計画の中間年次の重要な編成が行われました。主な事業は次のとおりです。

一般会計予算の総額は歳入・歳出それぞれ64億1946万円。前年度に対し金額で1億7178万円、2・6%減のマイナス予算となりました。

本年度の予算は▽徹底した行政改革と堅実な財政運営▽発展計画事業を着実に推進するため必要な財源の確保▽プライマリバランスの均衡▽限られた財源の

- ▽道路維持及び新設改良費（町道長林大浦線改良工事、橋梁改修工事（嶋田橋）など） 1億6663万円
- ▽土地区画整理費 2億3287万円
- ▽障害者自立支援給付費 1億9414万円
- ▽小学校管理費（学校施設耐震改修工事、屋根改修工事など） 1億9187万円

75歳以上の高齢者を対象とした新たな医療制度「後期高齢者医療制度」が4月1日からスタートしました。運営主体は岩手県内すべての市町村が加入する「岩手県後期高齢者医療広域連合」となりますが、その中で町が行う事務の内容を条例で定めるため、町から3月3日に「後期高齢者医療に関する条例」が提案され、審議の結果、原案のとおり可決されました。

「岩手県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、被保険者の認定、保険料の決定、医療の給付や保健事業を行います。

「1」の制度では…

被保険者が1人に1枚交付され、保険料も一人一人原則として年金から天引きされます。会社の健康保険などに加入している被扶養者の保険料は、健康保険の被保険者全体で負担していましたが、広域連合の被保険者となり個別に納めることとなります。保険料額は、岩手県内で均一となり、2年ごとに設定されます。均等割額（被保険者1人当たり3万5800円）+所得割額（所得×6・62%）で計算した額となります。

ただし、所得の低い方は、世帯の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

新制度が必要な理由

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平で分かりやすい制度とするために、現行の老人保健制度に代わる新しい「後期高齢者医療制度」が創設されることになりました。

この制度は、岩手県内の全ての市町村が加入する

医療機関にかかるときは

これまでは、国民健康保険や健康保険（会社の健保組合など）に加入しながら、老人保健制度で医療を受けていましたが、4月から後期高齢者医療制度で医療を受けることとなります。病院などは、老人医療受給者証と被保険者証の両方の提示が必要でしたが4月からは「後期高齢者医療被保険者証」だけになります。医療費の負担割合、受けられる医療給付については、今までと変更はありません。

町が行う事務の内容

町が行う主な事務の内容は、広域連合の届け出窓口となつて、住所変更や給付申請などの受付を行います。また、被保険者証の引渡しや広域連合が賦課した保険料の徴収を行います。

